

福岡県公報

令和 5 年 6 月 30 日
第 410 号

目 次

告 示 (第449号 - 第460号)

○土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定	(環境保全課) ……………	1
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課) ……………	2
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課) ……………	2
○自衛官の募集	(行財政支援課) ……………	2
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	3
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	3
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	3
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	4
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	4
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	4
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	4
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	5
公 告		
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	5
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) ……………	6
○一般競争入札の実施	(税 務 課) ……………	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	11

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	11
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) ……………	12
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課) ……………	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	17
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	17
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	17
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	17
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) ……………	18
○建設業者の営業所の不確知	(建築指導課) ……………	18
○令和 5 年度林業種苗生産事業者講習会	(林業振興課) ……………	18
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	19
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	19
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	20
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	20
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	20
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	20
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	21
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	21
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	21
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	21
再 掲		
○特定水産資源の採捕の停止	(水産振興課) ……………	21

告 示

福岡県告示第449号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を次のとおり指定する。

令和5年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定する要措置区域
糟屋郡志免町片峰中央三丁目1890番3及び1890番4の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
テトラクロロエチレン
- 3 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置
基準不適合土壤のある区域の側面に、不透水層（厚さが5メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒100ナノメートル（岩盤にあっては、ルジオン値が1）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。）のうち最も浅い位置にあるものの深さまで地下水の浸出の防止のための構造物を設置すること又は基準不適合土壤を当該土地から掘削し、当該土地に地下水の浸出を防止するための構造物を設置し、及び当該構造物の内部に掘削した基準不適合土壤を埋め戻すこと（規則別表第6の2の項の中欄）

福岡県告示第450号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和5年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定する形質変更時要届出区域
糟屋郡志免町片峰中央三丁目1890番3及び1890番4の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

福岡県告示第451号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和5年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定する形質変更時要届出区域
鞍手郡鞍手町大字木月字石堀場2028番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

福岡県告示第452号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の募集種目、募集期間、応募資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

令和5年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 募集種目
自衛隊一般曹候補生
- 2 募集期間
令和5年7月1日（土）から令和5年9月5日（火）まで
- 3 応募資格
(1) 採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者で日本国籍を有する者
※ 32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者
(2) 詳細は、採用案内による。
- 4 試験期日
試験期日は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

(1) 第1次試験（筆記（Web））

令和5年9月16日（土）～令和5年9月23日（土）（予定）

(2) 第2次試験（口述・身体検査）

令和5年10月15日（日）～令和5年10月19日（木）（予定）

5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 （電話 092-584-1881～3）	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1（小倉駐屯地隣接） （電話 093-963-7728又は093-963-3590）	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1（芦屋基地内） （電話 093-223-0981）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
築上郡築上町大字西八田無番地（築城基地内） （電話 0930-56-1150）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
飯塚市川津639-1 （電話 0948-22-4847）	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12（福岡駐屯地内） （電話 092-591-7450）	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F （電話 092-414-5100）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所
福岡市東区名島3-24-2 （電話 092-672-3255）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F （電話 092-891-7941）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所
久留米市諏訪野町2401 （電話 0942-38-1616）	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
八女市稲富127番地 （電話 0943-24-5192）	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 （電話 0944-52-3810）	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 （電話 0944-72-7794）	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称

試験場は随時追加・変更されるため、細部については5項目記載の最寄りの受付場所に確認するものとする。

福岡県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年6月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間	備考
京 築	中 津 線 豊 前 線	豊前市大字八屋359番1先から 豊前市大字八屋359番1先まで	一部供用開始

福岡県告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田 川	県 道	今任原 奈 良 線	前	田川市大字奈良1551番1先から 田川市丸山町1642番1先まで	7.0 ～ 55.9	621.8
			後	田川市大字奈良1551番1先から 田川市丸山町1642番1先まで	7.0 ～ 55.9	

福岡県告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年6月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	今任原奈良線	田川市大字奈良1587番36先から 田川市大字奈良1619番5先まで

福岡県告示第456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年6月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	久留米柳川線	三潁郡大木町大字福土194番1先から 三潁郡大木町大字福土207番7先まで

福岡県告示第457号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	国道	200号	前	飯塚市太郎丸798番1から 飯塚市太郎丸798番2まで	28.3 ～ 37.6	33.6
			後	飯塚市太郎丸798番1から 飯塚市太郎丸798番2まで	25.4 ～ 29.1	33.6

福岡県告示第458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	国道	200号	前	飯塚市鯉田1646番39から 飯塚市鯉田1646番40まで	22.0 ～ 27.6	42.5
			後	飯塚市鯉田1646番39から 飯塚市鯉田1646番40まで	22.0 ～ 27.6	42.5

福岡県告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	八香女春線	前	田川郡添田町大字落合3153番1先から 田川郡添田町大字落合3109番5先まで	6.1 ～ 16.0	330.8
			後	田川郡添田町大字落合3153番1先から 田川郡添田町大字落合3109番5先まで	6.1 ～ 19.4	330.8

福岡県告示第460号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年7月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	200号	直方市大字下境819番3先から 直方市大字下境683番5先まで

公告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留

米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめモール筑後
- (2) 所在地 筑後市前津字松葉2番1号外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
問題ございません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス桂川土居店
- (2) 所在地 嘉穂郡桂川町大字土居695-1、695-3、699-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見はありません。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市蔵持311番2及びこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市波多江駅北四丁目11-7-601

西 育弘

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和5年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県税務システム用プリンタの賃貸借及び保守

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴

収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

- キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和5年7月28日（金曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 契約事項の名称
福岡県税務システム用プリンタの賃貸借及び保守
- (2) 契約内容及び仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和11年12月31日まで
- (4) 賃貸借期間
令和6年1月1日から令和11年12月31日まで
- (5) 履行場所
入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、令和5年7月28日（金）までに本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和5年8月28日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (2) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	サービス業種その他（リース・レンタル）	AA
13	11	サービス業種その他（その他）	AA
01	02	文具事務機器（事務機器）	AA

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (5) 納入しようとする物品が、1の(2)に示した物品であることを申し立てる仕様申立

書を令和5年7月28日（金）までに5の部局に提出し、県から書面で承認を受けている者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部税務課電算係（県庁行政北棟8階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3068

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 契約書作成の要否

要

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

この公告の日から令和5年7月14日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 交付場所

5の部局とする。

10 入札参加申請書の提出

入札に参加しようとする者は、以下の方法により、競争入札参加申請書を提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和5年7月28日（金）午後5時00分

(2) 提出部局

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）

(4) その他

- ア 入札参加申請をしない者は、本件入札に参加することはできない。
- イ 本件入札において提出された資料等は返却しない。
- ウ 入札参加申請後、入札参加を辞退する場合は、入札辞退届を5の部局に提出すること。

11 仕様申立書の提出及び承認

納入しようとする物品が、1の(2)に示した物品であることの証明として、仕様申立書を以下のとおり提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和5年7月28日（金）午後5時00分

(2) 提出部局

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

(4) 動作確認用機器の提供

福岡県税務システムで正常に動作できることを確認するため、納品しようとする物品を令和5年7月18日（火）から令和5年8月10日（木）の間、提供すること。動作確認後、当該物品は返却する。

(5) その他

- ア 提出した仕様申立書について説明を求められたときはこれに応じなければならない。
- イ 令和5年8月10日（木）までに5の部局の承認を得られない場合には、入札に参加できないものとする。

12 入札書

(1) 提出期限

令和5年8月25日（金）午後5時00分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

入札に参加する者は、入札書を持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）により、次のとおり提出しなければならない。電子メール、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。また、県の休日には受領しない。

ア 持参により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「8月28日開封<福岡県税務システム用プリンタの賃貸借及び保守>に係る入札書在中」と朱書きすること。

イ 郵送により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮にも、「8月28日開封<福岡県税務システム用プリンタの賃貸借及び保守>に係る入札書在中」と朱書きすること。

(4) 注意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ 入札書の記名は、本県に登録している代表者本人（以下「入札者」という。）の氏名を記載すること。

なお、入札手続を入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の記名は当該委任状により委任された代理人（以下「代理人」という。）の氏名を記載すること。

ウ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し

、又はこれを中止する場合がある。

13 開札

(1) 日時

令和5年8月28日（月）午前11時00分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁行政棟地下1階 総務部会議室

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人の立ち会いの下に行う。この場合、入札者又はその代理人は名刺を持参すること。なお、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(4) 落札者がいない場合

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあって、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

なお、再度の入札に付し落札者が無い場合は、再度入札で最低の価格をもって申し込みをした者と予定価格の制限の範囲内で随意契約を行うことができるものとする。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約希望金額の2割超に相当する金額）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約希望金額の2割超に相当する金額）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、13の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が14の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

16 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該

入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 予定価格の事前公表

無

18 その他

(1) 落札者決定後、契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を契約締結時までに提出すること。

なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。

(2) 落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるため、契約締結時までに課税（免税）事業者届出書を提出すること。

(3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(4) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(5) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他、県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(6) その他、詳細は入札説明書による。

19 Summary

(1) Nature of the service

A Lease and Maintenance contract of the Printer for the Tax Affairs System of Fukuoka Prefecture

(2) Period of Lease

It is 72 months from a lease start date which a period is reckoned

(3) Delivery place

Please find attached information for public tender.

(4) Time Limit of Tender

5 : 00 P. M. on August 25, 2023

(5) Contact Point for the Notice

Tax Affairs Division, Fukuoka Prefectural Office, 7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan.

TEL 092 - 643 - 3068

FAX 092 - 643 - 3051

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 6 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

三井郡大刀洗町大字山隈字長牟田432番 1、432番 4 から432番30まで、433番 2、435番 1 及び435番 6 から435番11まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉北区明和町 9 番 1 号

株式会社海王

代表取締役 竹下 晃平

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 6 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉郡筑前町朝日字朝日818番 1 から818番34まで、819番 2、821番 3 から821番 7 まで及び823番 5 から823番 7 まで並びに字後田1028番 1 及び1028番 3 から1028番14まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区大宮一丁目5番22-1号

有限会社ライフベース

代表取締役 迫野 正利

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和5年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県・長崎県財務会計システム等更新に係る要件定義・基本設計業務委託

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法

律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業

- 年度分)、個人にあつては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票(様式第4号)
- ケ 営業概要表(様式第5号)
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- サ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)
- シ ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)
- ス 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿)(様式第9号)
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等(ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの)
- ツ 返信用封筒(404円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号)092-643-3092(ダイヤルイン)
申請書は、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和5年7月19日(水曜日)までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける業務委託契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約の名称

福岡県・長崎県財務会計システム等更新に係る要件定義・基本設計業務委託

(2) 業務内容及び仕様等

入札説明書による。

なお、本業務の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 本業務は、福岡県及び長崎県が要件定義・基本設計業務を互いに協力して行うことで、「コスト削減」及び「業務効率化」を図ることを目的としているものであること。

イ 本業務の委託に要する費用は、福岡県及び長崎県が均等に負担することを基本としていること。

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

(4) 納入場所

福岡県総務部総務事務厚生課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加者資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和5年8月9日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

入札参加に当たっては、単独で参加する場合のほか、共同で参加できるものとし、単独参加の場合は次の(1)に掲げる要件の全てを、共同参加の場合は次の(2)に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

(1) 単独参加の場合の資格要件

ア 本件入札への共同参加を行っていないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ウ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者であること。

エ 都道府県、政令指定都市若しくは中核市又は国（独立行政法人を含む。）の職

員を利用対象とした財務会計システムの要件定義業務又は導入業務の実績を有すること。

(2) 共同参加の場合の資格要件

ア 本件入札への単独参加又は他の共同参加を行っていないこと。

イ 共同参加者の全てが4の(1)イ及びウの要件を満たしていること。

ウ 共同参加者のいずれかが、4の(1)エの要件を満たしていること。

5 当該業務委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課（県庁行政棟3階南棟西側）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3145（ダイヤルイン）

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札説明書の交付

この公告の日から令和5年7月14日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付するほか、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）からダウンロードすることにより入手することができる。

9 入札説明会の開催

(1) 日時

令和5年7月5日（水）午後1時30分から

(2) 場所

福岡市博多区千代一丁目20番31号

福岡県千代合同庁舎 C801B会議室

10 入札参加申請書及び総合評価のための提案書の提出期限等

(1) 提出期限

ア 入札参加申請書

令和5年7月14日（金）午後5時00分まで

イ 総合評価のための提案書

令和5年7月27日（木）午後5時00分まで

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

(4) その他

- ア 入札参加の申請をしない者は、本件入札に参加することができない。
- イ 提案書等の作成に係る費用は、提案者の負担とする。
- ウ 提出された提案書等は、返却しない。
- エ 総合評価のための提案書について不明な点がある場合は、個別に質問を行うことがある。
- オ 提出に係る詳細については、入札説明書を参照すること。

11 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法等

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和5年8月9日（水）午後5時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

なお、入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「8月10日開封福岡県・長崎県財務会計システム等更新に係る要件定義・基本設計業務委託の入札書在中」と朱書きしなければならない。郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「8月10日開封福岡県・長崎県財務会計システム等更新に係

る要件定義・基本設計業務委託の入札書在中」と朱書きしなければならない。

(4) 注意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ 入札書の記名は、福岡県に登録している代表者本人（以下「入札者」という。）の名前を記載すること。

なお、入札手続きを入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の記名は当該委任状により委任された代理人（以下「代理人」という。）の名前を記載すること。

ウ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

12 開札の日時、場所及び方法等

(1) 日時

令和5年8月10日（木）午後3時30分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁行政棟 行政5号会議室

(3) 方法

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に係るのない

職員を立ち会わせてこれを行う。

(4) 落札者がない場合の措置

開札の結果、落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての同意が得られれば、その場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（入札書に記載する入札金額に100分の10に相当する額を加算した額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 福岡県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、福岡県若しくは福岡県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 福岡県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、福岡県若しくは福岡県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到着しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が上記13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加者資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

15 落札者の決定の方法

(1) 提案書評価による「技術点」と、入札価格評価による「価格点」の合計点が最も高い者とする。ただし、次のいずれかに該当した者は失格とし、次点の者をもって落札者とする。

ア 予定価格を超える入札価格により入札した者

イ 評価項目表に示す「最重要」又は「重要」項目の得点に0点の評価が1項目でもあった者

ウ 技術点が375点に満たないもの

(2) 最高得点者が2者以上あるときは、技術点が高い者を落札者とする。さらに技術点が高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 技術点及び価格点の合計点数は、1,000点満点とし、その得点配分については、価格点を250点、技術点を750点とする。

16 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。

- (2) この調達契約は、世界貿易機構（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

17 Summary

- (1) The name of contract matter
Business consignment contract of the requirements definition for Financial Accounting and Property management System.
- The details are described in the manual of this tender.
- (2) Contract Period
From the date of contract conclusion to 29 March, 2024
- (3) Delivery Location
Please find attached information for public tender
- (4) Time Limit of Tender
5 : 00 P. M. 9 August 2023
- (5) Contact Point for Notice
General Affairs and Welfare Division , General Affairs Department , Fukuoka Prefectural Government Office , 7 - 7 Higashikoen , Hakata - ku , Fukuoka City , 812 - 8577, Japan
TEL 092 - 643 - 3145
FAX 092 - 643 - 3044

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 6 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
飯塚市楽市字柿添664番1、664番3から664番12まで、657番1、657番3から657番16まで及び658番1から658番12まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
飯塚市弁分127番地の7
株式会社豊栄
代表取締役 安永 修吉

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 6 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市福岡駅東二丁目3323番12、3323番17から3323番27まで、3325番1、3325番6及び3325番7並びに字蓮鳥5123番16から5123番23まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区薬院三丁目7-16-1F
株式会社ライフクオリティー
代表取締役 廣津 則之

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 6 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市行事四丁目241番1、241番4から241番14まで及び242番8から242番19まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

行橋市宮市町4番9号

株式会社太陽交通不動産

代表取締役 堀 貫治

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和5年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営金坪地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和5年6月30日から 令和5年7月31日まで	宇美町役場

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた次の建設業者の営業所の所在地を確認できないので、同法第29条の2第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、その許可を取り消すことがある。

令和5年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
グリーンリバー株式会社	福岡市博多区博多駅前一丁目4-4	長瀬 勝義	令和元年12月27日 福岡県知事許可（般・特-1） 第102644号

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、令和5年度林業種苗生産事業者講習会（以下「講習会」という。）を開催するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により次のように公告する。

令和5年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 講習会の日時及び場所

日	時	場 所
令和5年9月4日（月曜日） 午前10時00分～午後5時00分		久留米市山本町豊田1438番地2号 福岡県農林業総合試験場資源活用研究センター研修室

2 受講資格者並びに講習科目及び時間

(1) 受講資格者

林業の用に供される樹木の繁殖の用に供される種子、穂木、茎、根及び苗木（幼苗を含む。）を配布の目的をもって採取し、若しくは育成する事業を行おうとする者又はこの事業に従事しようとする者

(2) 講習科目及び講習時間

講 習 科 目	講 習 時 間
種苗に関する法令 種苗の産地及び系統に関する事項 種苗の生産技術に関する事項	午前10時00分～正午 午後1時00分～午後3時00分 午後3時00分～午後5時00分

3 受講の申込方法

講習会の受講希望者は、令和5年8月23日（水曜日）までに、受講申込書（用紙は、県の各農林事務所林業振興課で交付する。）に講習手数料14,000円（福岡県領収証紙によること。）を添えて、県の各農林事務所林業振興課に提出すること。

4 問合せ先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
福岡県農林水産部 林業振興課造林係	福岡市博多区東公園7番7号	092-643-3548

福岡県福岡農林事務所 林業振興課	福岡市中央区赤坂一丁目 8 番 8 号 福岡西総合庁舎	092-735-6137
福岡県朝倉農林事務所 林業振興課	朝倉市甘木2014番地 1 朝倉総合 庁舎	0946-22-2731
福岡県八幡農林事務所 林業振興課	北九州市八幡西区則松三丁目 7 番 1 号 八幡総合庁舎	093-601-5567
福岡県飯塚農林事務所 林業振興課	飯塚市新立岩 8 番 1 号 飯塚総合 庁舎	0948-21-4965
福岡県筑後農林事務所 林業振興課	筑後市大字和泉606-1	0942-52-5972
福岡県行橋農林事務所 林業振興課	行橋市中央一丁目 2 番 1 号 行橋 総合庁舎	0930-23-0387

5 注意事項

- (1) 講習会には、筆記用具を持参すること。
- (2) 提出された受講申込書及び講習手数料は、いかなる理由があっても返還しない。
- (3) 講習では資器材等を使用するため、対面での受講を原則としている。Web会議システム等での受講を希望する場合は、4の部局に問い合わせること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和 5 年 6 月 13 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 中間コンプレックス
- (2) 所在地 中間市東中間一丁目 4 番地

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前（平方メートル）	変更後（平方メートル）
1,509	2,065.55

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和 5 年 6 月 13 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 中間コンプレックス
- (2) 所在地 中間市東中間一丁目 4 番地

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
グリーンプラザ開発株式会社 代表取締役 冷牟田 茂一 中間市上蓮花寺一丁目 2 番 1 号	グリーンプラザ開発株式会社 代表取締役 小林 祐馬 中間市上蓮花寺一丁目 2 番 1 号

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

株式会社谷弥
代表取締役 谷 弥寿彦
直方市神正町 3 番 32 号
外 2 者

株式会社ありがとうサービス
代表取締役 井本 雅之
愛媛県今治市八町西三丁目 6 番 30 号
外 2 者

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、太宰府市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 5 年 6 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（デジタル撮影）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
太宰府市	令和 5 年 5 月 19 日から 令和 6 年 3 月 15 日まで

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 5 年 6 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3 級基準点測量、3 級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

北九州市戸畑区沢見一丁目ほか

令和 5 年 5 月 23 日から
令和 5 年 8 月 31 日まで

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、北九州市長野津田土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 5 年 6 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（2 級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区地内	令和 5 年 6 月 15 日から 令和 5 年 8 月 31 日まで

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、筑前町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 5 年 6 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑前町全域	令和 5 年 5 月 12 日から 令和 6 年 3 月 22 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（用地測量、基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
行橋市、築上町	令和5年6月9日から 令和5年9月1日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市再生機構九州支社長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（4級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市中央区域内1-2番地	令和5年6月15日から 令和5年7月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定によ

り、九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
久留米市（一部）及び八女郡広川町（一部）	令和5年5月20日から 令和5年8月10日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市潤四丁目558番2から558番6まで及び559番2から559番7まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市潤四丁目6番3号

笠 和明

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第429号の1

福岡県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年福岡県規則第66号）第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年6月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県資源管理方針（令和2年12月福岡県告示第889号の3）別紙1－4に規定するくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の総量が当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいため、漁業法（昭和24年法律第267号）第33条第2項第1号に掲げる場合に該当すると認める。